

# 関西大学体育会 フェンシング部 部則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この部は、関西大学体育会フェンシング部(以下「当部」という)と称する。

(所在地)

第2条 当部は、大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学千里山キャンパスに本拠を置く。

(所属)

第3条 当部は、関西大学体育会、日本フェンシング協会、大阪府フェンシング協会、日本学生フェンシング連合、関西学生フェンシング連盟に所属する。

(目的)

第4条 当部は、関西大学の課外活動の一環として、その建学の精神に則り、その活動を通じて、部員相互の親睦、及び教養・健康の推進を図り、フェンシング 技術の向上に資すること、併せて、関西大学及び大学スポーツの発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 活 動

(活動)

第5条 当部は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 公益社団法人日本フェンシング協会、全日本学生フェンシング連合及び関西学生フェンシング連盟等の主催する大会への参加
- (2) 他大学との交流試合
- (3) 強化合宿
- (4) 卒業生送別会及び新入生歓迎会
- (5) 関西大学体育会フェンシング部OB・OG会(以下「OB・OG会」という)主催の各行事への参加
- (6) 関西大学関係団体及び外部関係団体との交流
- (7) その他目的達成に必要な諸活動

(活動計画)

第6条 前条の活動を実践するため、部員は、年間活動計画及び活動予算書を作成し、総会にて承認を得るものとする。

(活動報告)

第7条 部員は、年度末までに年間活動報告及び活動決算書を作成し、総会にて報告する。

## 第3章 組 織

(顧問)

第8条 当部の顧問は関西大学から委嘱された教員を顧問とする。

2 顧問は当部の代表を務める。

(副顧問)

第9条 当部は必要に応じて、関西大学学長から委嘱された教職員を副顧問とすることができる。

2 副顧問は顧問に支障があるときは、これを代理する。

(監督)

第10条 当部の監督は、顧問及びOB・OG会の推薦により関西大学学長から委嘱された者を置く。

2 監督は、当部を統括、指揮及び指導を行う。

(コーチ)

第11条 当部のコーチは、顧問及びOB・OG会の推薦により関西大学学長から委嘱されたものを置く他に、OB・OG会の推薦による者を若干名置くことができる。

2 コーチは、各種目リーダーを統括する。

3 コーチは前項の他、個別種目のフェンシング技術及び国際フェンシング連盟競技規則についての指導を行う。

4 コーチは前各項の他、第5条に定める活動を運営するための指揮及び指導を行う。

(学生幹部)

第12条 当部に次の学生幹部を置く。

- |     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| (1) | 主将     | 1名        |
| (2) | 副将     | 男女各1名     |
| (3) | 主務     | 1名        |
| (4) | 会計     | 1名        |
| (5) | 種目リーダー | 男女各種目1名ずつ |

(学生幹部の任期)

第13条 学生幹部の任期は原則1年とする。

(学生幹部の選出)

第14条 主将、副将は、定例総会で会員の中から選出する。

2 主務、会計及び各種目リーダーは、部員の内より部員が互選する。

(学生幹部の職務及び権限)

第15条 主将は部員を代表し、その活動を統括する。

2 副将は主将を補佐し、主将に支障があるときは、これを代理する。

3 主務は、当部の事務責任者として部内の庶務事項を執り行うとともに、内外との連絡・調整を行う。

4 会計は、当部の活動予算書を編成し、予算執行管理を行い活動決算書を作成する等、一切の金銭出納を担当する。

5 各種目リーダーは、所属種目個別の活動方針を部員と協議して定め、運営する。

6 学生幹部は前各項について、積極的に自主性をもって遂行する。ただし責任の所在が不明である事項等、判断が困難な時は必ず監督若しくはコーチに相談すること。

7 学生幹部は協議して、幹部以外の部員に役割を与えることができる。与える役割は別途定める。

## 第4章 部員

(入部資格及び入部等の手続きについて)

第16条 当部に入部できる者は、関西大学の学生で、かつ第4条に賛同する者とする。

2 当部に入部を希望する者は、所定の様式により入部届を提出し、監督の承認を得るものとする。

3 休部又は退部を希望する部員は、所定の様式により休部届又は退部届を提出し、監督の承認を得るものとする。

- 4 入部届、休部届又は退部届の承認後、速やかに、主務が関西大学スポーツ振興グループに届け出るものとする。
- 5 部員は、関西大学の学生としての品位を堅持し、部則を遵守しなければならない
- 6 部員としての在籍期間は、原則として4年間とする。

(部員の心得)

- 第17条 部員は勉学を本分とし、学業の余暇を利用し部活動を通じて心身の鍛錬を怠らないこと。
- 2 部員は礼節を失わず常に品格のある明朗な態度で人に接し、人間関係を深め部活動を推進すること。3 練習及び試合は、遅刻、早退なく真面目に取り組むこと。ただし、練習及び試合時間内に授業等がある場合は学業を優先すること。
  - 4 競技における事故防止・安全管理については、日常の練習を含め、公益社団法人日本フェンシング協会が公表する試合規則一覧に従うこと。
  - 5 練習及び試合にあたっては体調を整えておくこと。ただし、体調不良の場合は無理をしないこと。
  - 6 部員は、可能な限り大学初心者の入部を実現させるよう努めること。また、高校までにフェンシングの経験のある者は大学初心者と協力し、研鑽を怠らないこと。
  - 7 自他共に可能性を信じること。嘘をつかないこと。悪口、愚痴を言わないこと。
  - 8 与えられた練習場所、施設・設備等に対し、常に整理整頓し、感謝の気持ちを持って活用すること。
  - 9 部員は卒業後も自身のフェンシング技術向上に務めると共に、現役学生への支援を可能な限り行うこと。

## 第5章 会議

(会議)

- 第18条 本会に次の会議を置く。
- (1) 総会
  - (2) 種目リーダー会

(総会)

- 第19条 定例総会は、年1回とし、主将が招集する。臨時総会は、必要に応じて主将が招集する。
- 2 総会の議長は主将がこれにあたる。
  - 3 総会の議事は、部員出席者の3分の2以上の同意をもって可とする。

第20条 次の事項は、総会に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 学生幹部の選任に関する事項
- (2) 活動報告及び前年度決算
- (3) 事業計画及び本年度予算
- (4) 規約及び会費の変更
- (5) 補助対象とする大会
- (6) その他 幹事会において必要と認めた事項

(種目リーダー会)

- 第21条 種目リーダー会は主務が適時招集する。
- 2 議事は出席種目リーダーの過半数で決し、可否同数のときは監督の決するところによる。

## 第6章 会計

### (会計)

第22条 当部の会計担当者は、次の科目等を含む年間経費計算表を作成し、当部の財産、損益等を記録、整理する。

- (1) 部費
- (2) 関西大学振興費
- (3) 関西大学強化計画費
- (4) 教育後援会援助金
- (5) 関西大学スポーツサポート募金
- (6) 関西大学フェンシング部OBOG会及びその他の援助金

### (支払手続)

第23条 主務は、当部の活動に必要な支出(遠征費、合宿費、備品の購入費等)を行う場合には、事前に監督の承認を得るものとする。

2 主務は、当部の活動に必要な支出を行った場合には、当該支出に係る証憑書類(請求書、領収書等)を会計担当者に提出する。

### (部費等の納入等)

第24条 部員は、在籍期間中、部費(年間12,000円)を、当部が別途定める支払期限までに納入しなければならない。

2 前項のほか、合宿費、遠征費その他の費用が必要であるとして監督の承認を得た場合、部員は、当該費用を当部が別途定める期限までに納入しなければならない。

3 部費は原則、所属団体登録費及び試合出場登録費に充て、不足分は第22条のうち適切な費用を充てる。残額があった場合は次年度に繰り越すものとして会計処理を行う。

### (経費補助の扱い)

第25条 総会において決定された補助対象の大会等については、その交通費及び宿泊費について2分の1を上限として補助することができる。

## 第7章 懲戒

### (処分事由)

第26条 当部は、部員が次の各号の一つに該当したときは、本部則の定めに従って処分を行うことができる。

- (1) 本部則に違反するとき
- (2) 正当な事由なく、遅刻、早退、無断欠席を重ねたとき
- (3) 暴力、暴言、脅迫、差別的言動、いじめその他これらに類似する行為を行ったとき
- (4) 各種ハラスメントに該当する行為を行ったとき
- (5) 未成年飲酒、未成年喫煙、喧嘩、その他素行不良により当部の秩序・風紀を著しく乱したとき
- (6) 酒気を帯びて競技を行ったとき
- (7) 日本アンチ・ドーピング規程が定める禁止物質の使用、八百長行為その他スポーツマンシップに反する行為を行ったとき
- (8) 刑事事件等、刑事法規に反する行為を行ったとき
- (9) 当部の品位を害し、当部又は部員等の名誉を毀損又は信用を失墜させる行為を行ったとき

- (10) その他前各号に準ずるような、当部の部員としてふさわしくない行為を行ったとき

(処分の種類)

第27条 当部は、処分事由に該当する者に対して、処分事由の内容、程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

- (1) 訓戒(嚴重注意)
- (2) 一定期間の活動停止
- (3) 退部

(刑事裁判等との関係)

第28条 処分の対象となる行為について、その対象となる者が刑事裁判、競技団体による処分その他の当部以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、当部は、同一案件について、適宜に、その処分事由に該当した者を処分することができる。

(処分手続)

第29条 処分事由に該当するおそれがあると認められる場合は、監督が事実関係を調査した上で、処分の要否及びその内容につき、監督、顧問及びOB・OG会長並びに主将及び主務が合議の上で決定し、併せて再発防止措置を定める。

2 監督は、前項で決定した処分を必要に応じて当部が所属する団体等に報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第30条 当部は、処分事由に該当するおそれがあるとして処分手続の対象となる部員に対し、予め処分対象行為を示した上で口頭又は書面による弁明の機会を付与しなければならない。

(処分の通知)

第31条 当部は、部員に対する処分を決定した場合には、当該部員に対し、書面により処分決定を通知する。

(不服申立て)

第32条 当部から処分を受けた部員は、関西大学所管部署に対して、不服の申立てをすることができる。

第33条 監督及びコーチが、第26条(処分事由)に該当する行為を行った時は、主将が関西大学所轄部署はじめ、必要な所属団体に報告し、処分については各所属団体に委ねる。

## 第8章 その他

(改正)

第34条 本部則の改正は、第20条における総会若しくは臨時総会の審議事項として扱う。

第35条 当部則に定めのない事項については、顧問と監督が協議する。

### 附 則

(施行期日)

本部則は2023年10月1日よりこれを施行する。

別途定める必要事項

(学生幹部の任期)

第13条で定める学生幹部の任期は11月インカレ終了後から翌年の11月インカレ終了までとする。

(練習期間)

春学期:4月1日から7月の第1週が終わるまでとする。

秋学期:8月21日から12月授業最終日まで、1月はオフ2月1日から3月31日までとする。

(総会)

第19条に定める定例総会は、毎年〇月第1週目の日曜日とする。臨時総会は、毎年4月の第1週目の日曜日(第1日曜日が1日の場合は第2週目の日曜日)および必要な時に開催する。

第20条に定める各項目は次の会議で審議するものとする

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 学生幹部の選任に関する事項       | 定例総会      |
| (2) 活動報告及び前年度決算         | 臨時総会      |
| (3) 事業計画及び本年度予算         | 臨時総会      |
| (4) 規約及び会費の変更           | 定例総会      |
| (5) 補助対象とする大会           | 臨時総会      |
| (6) その他 幹事会において必要と認めた事項 | 定例および臨時総会 |

2023年度参加予定の大会および補助対象とする大会は以下の通りとする

大会名	開催日	補助対象の有無	備考
学生フェンシングカップ	4月	有	交通費宿泊費の1/2
関西学生フェンシングリーグ戦	4月、5月	無	
中日本選手権	6月	有	交通費宿泊費の1/2
総合関関戦	6月	無	
牧杯	9月	無	
大阪選手権	9月	無	
関西学生フェンシング選手権	10月	無	
全日本学生フェンシング選手権	11月	有	交通費宿泊費の1/2
全日本選手権	9月、12月	有	交通費宿泊費の1/2
JOCジュニアオリンピックカップ	1月	有	交通費宿泊費の

			1/2
--	--	--	-----